

# 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定  
21 総合 第2074号  
平成22年4月1日  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することを目的とするものである。

## 第2 目標

農山漁村6次産業化対策事業は、農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業との融合・連携等により、新たな付加価値を生み出し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化及び新産業の創出を図ることを目標とする。

## 第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第4 整備事業の推進

### 1 採択要件

整備事業（農商工等連携促進施設整備支援事業、農業主導型6次産業化整備事業及び農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業をいう。以下同じ。）の採択基準については別記1に、補助対象経費の範囲については別記2に掲げるとおりとする。

なお、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、大臣官房環境バイオマス政策課長、総合食料局長又は経営局長（以下「整備事業担当局長等」という。）が別に定めるところによる。

### 2 費用対効果分析等

事業実施主体は、整備事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析又は経済性分析等については、次の(1)から(3)までに掲げる事業の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者が別に定める手法を用いて費用対効果分析等を行うものとする。

- (1) 農商工等連携促進施設整備支援事業 総合食料局長
- (2) 農業主導型6次産業化整備事業 経営局長
- (3) 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業 大臣官房環境バイオマス政策課長

## 第5 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長又は経営局長（以下「局長等」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

## 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

## 第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、整備事業担当局長等が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

## 第9 収益納付

1 事業実施主体は、局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、局長等が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 次に掲げる通知は、廃止する。

(1) 食品産業競争力強化対策事業実施要領（平成20年3月31日付け19総合第1744号農林水産事務次官依命通知）

(2) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業実施要綱（平成20年4月1

- 日付け19生産第9549号農林水産事務次官依命通知)
- (3) 農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)
  - (4) 環境バイオマス総合対策推進事業実施要綱（平成21年3月30日付け20環第268号農林水産事務次官依命通知)
- 3 2に掲げる通知により平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第3関係) - 抜粋 -

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農山漁村6次産業化対策事業		
未来を切り拓く6次産業創出推進事業		
Ⅲ 国際展開		
輸出総合支援事業	<p>1 輸出に取り組む事業者向け対策  農林水産物・食品の輸出に取り組む民間団体等を対象に、今後輸出拡大が期待される品目について明確な輸出目標を設定し、次の(1)から(8)までの事業メニューの中から、必要とする事業メニューを選択して戦略的に輸出拡大プロジェクトを実施する取組を行う。</p> <p>(1) 次世代技術者・輸出担当者育成  輸出先駆者、各種証明書取得の指導者等を講師とする研修会の開催、国内外の輸出先進地・流通現場における現状・実態把握、研修の実施等を行うことにより、輸出拡大プロジェクトを企画・実行するための人材の育成を行う。</p> <p>(2) 海外市場開拓調査  ① 海外市場調査  海外において、市場の流通状況、消費者の嗜好、競合製品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の権利取得制度等の調査を行う。</p> <p>② 市場開拓戦略・ブランド確立  ①の調査結果に基づき、市場開拓戦略の策定やブランドの確立に向けた検討会の開催等を行う。</p> <p>(3) 産地PR・国内商談会  国内の輸出製品の生産地や加工地に輸出先国バイヤー等を招へいし、製品の紹介、生産方法のPR、商談会の開催等を行う。</p> <p>(4) 海外試験輸送  輸出を安定的に行う上で必要な品質保持や、コスト・時間の削減を図るための試験輸送を行い、その結果の分析及び対応策の検討を行う。</p> <p>(5) 輸出環境整備  輸出先国の各種基準への対応の検討・取得への取組、検疫官の招へいや知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立を行う。</p> <p>(6) 海外販売促進活動  海外において、見本市への出展や商談会・試食会の開催等の販売促進活動、商品パンフレット等による効果的な広報活動を行う。</p> <p>(7) 海外ニーズ製品の試作・実証</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

海外市場のニーズに合わせた加工食品について、加工・包装技術の活用による新しい輸出製品の試作や試作品の試食会を通じた市場性の把握、その結果のフィードバック等による新たな製品の開発を行う。

(8) 輸出プロモーターの活用

事業実施主体の外部から輸出に関する助言・提言等を得るため、輸出プロモーター（貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者をいう。）の活用を行う。

別表 2 (第 5 関係) - 抜粋 -

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る承認者

事業実施主体の区分	事業承認者	
輸出総合支援事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策に係る林産業分野及び水産業分野の事業実施主体	大臣官房国際部長	
輸出総合支援事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策に係るその他の事業実施主体		
	輸出を促進しようとする製品の産地等が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体	地方農政局長
	輸出を促進しようとする製品の産地等が沖縄県にある事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体(全国団体、北海道の団体など)	大臣官房国際部長	

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成 12 年政令第 253 号)第 91 条に定める管轄区域である。